



地域医療支援病院の概要

井上智奈美、寺澤 裕子

I. 地域医療支援病院に関する法律

地域医療支援病院は、1997年4月に改正された医療法（第3次改正）で制度化された医療機関の機能別区分のうちの一つである。その後何回か改正され、現在は表1のように規定されている。また厚生労働省令〔厚生省健康政策局長（H10.5.19 健政発 第639号）厚生労働省医政局長（H16.7.22 医政発 第0722003号）参照〕でも規定されている。

地域医療支援病院とは、「地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認するもの」である。承認には、開設主体を原則として国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人などとしており、紹介率80%以上、救急医療を提供する能力を有すること、建物、設備、機器などを地域の医師らが利用できる体制を確保していること、地域医療従事者に対する教育を行っていること、原則として200床以上の病床および地域医療支援としてふさわしい施設を有することが挙げられている¹⁾。

この制度の趣旨は、「地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する²⁾」ことである。つまり、病院内だけでなく、ある一定の地域を一つのまとまりとして病院の機能や設備を共同で利用し、地域

医療の精度を高めていくということである。

II. 病院図書館とのかかわり

医療法³⁾によると、「地域における医療の確保のために必要な支援」のため、地域医療支援病院が有しておかなければならない施設の一つに「図書室」が定められている。図書室の内容については明記されていないが、図書については少し触れられている〔厚生省健康政策局長通知（H10.5.19 健政発 第639号）〕。しかし、「地域の医療従事者に対する研修の実施」についての説明の中に、「地域の医師等を含めた症例検討会」や「医学・医療に関する講習会」のような「研修を定期的に行う体制が整備されていること」に「必要な図書等を整備」することを併記されているにすぎない。図書館員の配置や具体的な図書館サービスなどの記載はない。

では、具体的にどのような図書館サービスが可能なのか考えてみたい。

サービスの対象者は、かかりつけ医をはじめとする「地域の医療従事者」である。「地域」とはどこまでの範囲なのか、「医療従事者」とは何をもって定義するのかわからないで、それぞれの病院独自で定めているのが現状のようだ。

図書館サービスは、図書の閲覧、貸出、文献取り寄せ、新着資料のお知らせ、文献検索など、職員に対する図書館サービスと同様と考えてよいだろう。ただし、どの範囲まで行うのか、また発生する費用を誰が負担するのかは明確ではない。これも病院独自で定めているようだ。

もう一つのサービス対象として、自院の地域連携担当者が考えられる。職員であれば図書館

いのうえ ちなみ：三菱京都病院 図書室
てらざわ ひろこ：関西労災病院 図書室

表1 医療法 第四条、第二十一条第一項及び第二十二条

<p>第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。</p> <p>一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。</p> <p>二 救急医療を提供する能力を有すること。</p> <p>三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。</p> <p>四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>五 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条第一号及び第四号から第九号までに規定する施設を有すること。</p> <p>六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。</p> <p>第二十一条 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。</p> <p>一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者</p> <p>二 各科専門の診察室</p> <p>三 手術室</p> <p>四 処置室</p> <p>五 臨床検査施設</p> <p>六 エックス線装置</p> <p>七 調剤所</p> <p>八 給食施設</p> <p>九 診療に関する諸記録</p> <p>十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設</p> <p>十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室</p> <p>十二 その他厚生労働省令で定める施設</p> <p>第二十二条 地域医療支援病院は、前条第一項（第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。</p> <p>一 集中治療室</p> <p>二 診療に関する諸記録</p> <p>三 病院の管理及び運営に関する諸記録</p> <p>四 化学、細菌及び病理の検査施設</p> <p>五 病理解剖室</p> <p>六 研究室</p> <p>七 講義室</p> <p>八 図書室</p> <p>九 その他厚生労働省令で定める施設</p> <p>電子政府の総合窓口 イーガブ http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</p>

サービスの対象となって当然とも言えるが、より積極的な介入を考えてみる。地域連携が目指すものの一つに、かかりつけ医との「顔の見えるお付き合い」がある⁴⁾。また医療法にもあるような研修会の企画なども地域連携担当者が担

うことが多いと思われる。研修会の企画や開催のサポートを図書館担当者がしてはどうだろう。具体的には、企画の提案やポスターの作成などが考えられる。果たしてそれが図書館業務なのかと言われると、純粹にはそうとは言えないか

もしれない。しかし、病院図書館においてはそういった境界業務を行っている担当者も多いだろう。どうせ行うのであればこの機会を最大限に活用し、不安定な図書館の存在をアピールしてもよいと思われる。もちろんマンパワーの問題もあるので、そういう業務を行うかどうかは個々の判断による。大学図書館であれば、より大きな規模で図書館サービスの提供ができるが⁵⁻⁷⁾、一人職場の多い病院図書館ではできないことは限られている。

病院図書館が地域の医療従事者に図書館サービスを提供するメリットは何か。病院経営者としてではなく、一担当者の視点から考えてみる。

1. 存在が不安定な図書館の価値を病院内外にアピールする一手段となる。
2. 地域の医療従事者が図書館を利用することで、図書館担当者と「顔の見えるお付き合い」ができる。

では、デメリットは何か。

1. 業務量が増加する。
2. 図書館担当者から地域連携担当者へ異動になる可能性がある。

このように考えると、プラスマイナスゼロなイメージを受ける。結局、病院経営者が地域医療支援にどこまで力を注いでいるかにより、病院図書館の動向も左右されるとと思われる。

Ⅲ. 病図協アンケート結果

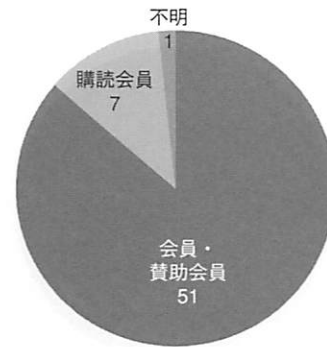
病院図書館による地域医療支援がどのような状況にあるのか、会員にアンケートを実施して回答いただいた結果を報告する。忙しいなかアンケート回答にご協力いただいた会員の皆さまにはとても感謝する。

時期：2010年12月10日ごろ～2011年1月24日
配布先と配布数：194（会員123、賛助会員4、購読会員67）

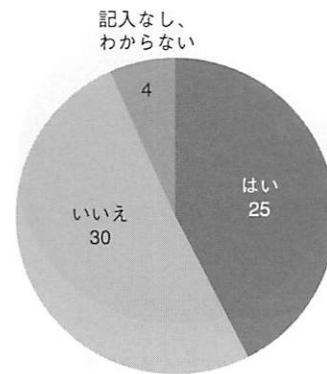
回答数：59（会員・賛助会員51、購読会員7、不明1）

集計時期：2011年2月14日

回答施設内訳

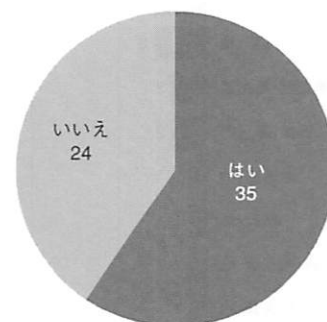


1. あなたの所属する病院は、地域医療支援病院ですか？

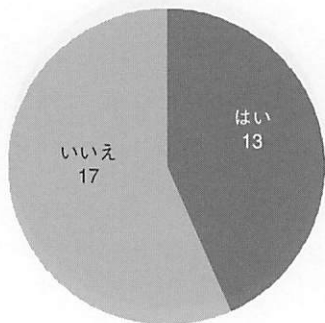


2. 地域の医療従事者^{※1}に対し、図書館サービスを提供していますか？

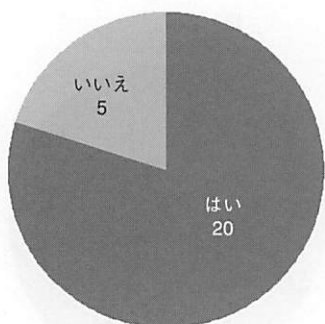
（※1 当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者を指す）



2-1. 地域医療支援病院ではないが、図書館サービスを行っている

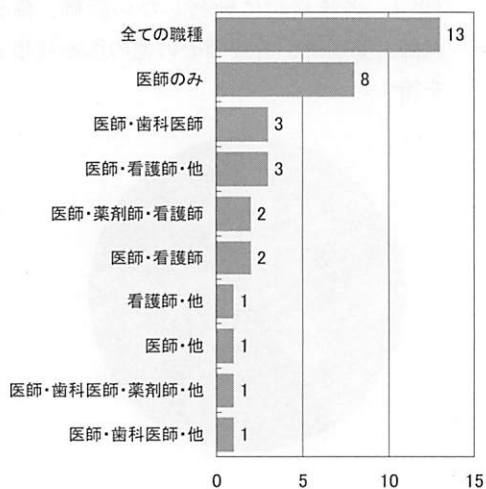


2-2. 地域医療支援病院であり、図書館サービスを行っている

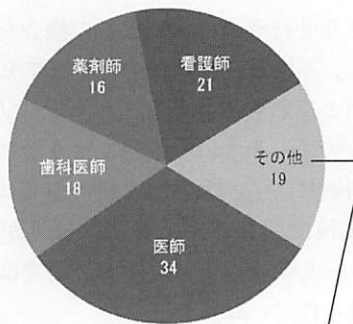


3. 具体的に誰にどのような図書館サービスを提供していますか？(2. で「はい」と回答した施設のみ回答)

3-1. 誰に



3-2. サービス対象とする職種

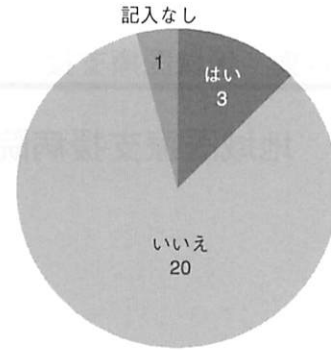


その他医療従事者の職種	
理学療法士	1
作業療法士	1
開業医に所属するスタッフ	1
消防士	1
医学生	1
医療系学生（院内研修者に限る）	1
介護士	3
ホームヘルパー（所属会社のある人）	2
図書委員会が認める	1
病院長が認める	1
保健所職員	1
系列看護学生	1
病院図書館など	1
医療機関で働いている人	1
医師会会員施設の職員	1
学生	1

3-3. 行う図書館サービス

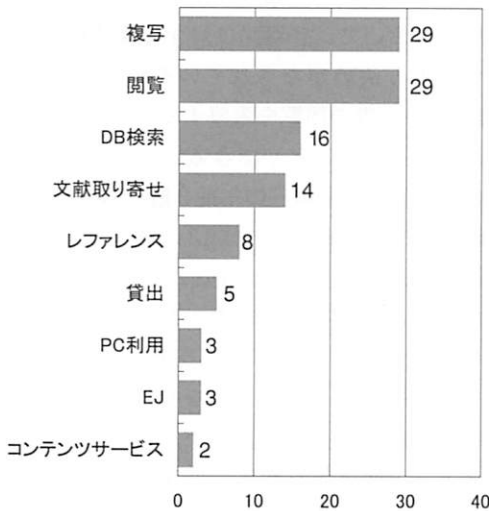
実際の回答

閲覧、複写	10
閲覧	3
複写、文献取り寄せ	3
閲覧、複写、レファレンス、DB 検索	2
閲覧、複写、DB 検索、文献取り寄せ	2
閲覧、複写、DB 検索	2
貸出、閲覧、複写、レファレンス、DB 検索、文献取り寄せ	2
全部	1
閲覧、複写、レファレンス、DB 検索、文献取り寄せ、EJ、コンテンツサービス、PC 利用	1
閲覧、複写、レファレンス、文献取り寄せ	1
閲覧、複写、DB 検索、EJ、PC 利用	1
閲覧、文献取り寄せ	1
貸出、閲覧、DB 検索	1
閲覧、複写、文献取り寄せ	1
貸出、閲覧、複写、DB 検索	1
DB 検索、文献取り寄せ	1
複写、DB 検索、文献取り寄せ	1
複写、DB 検索、レファレンス	1



5. 4. で「はい」の場合、具体的に考えている図書館サービスについてお答えください。
- ・医療従事者へ病院や医院の先生の推薦状を添えて事前申し込みを行ってもらい、図書館長の許可により閲覧の利用をできるように検討中。
 - ・資料の閲覧・貸出、図書室の利用、文献検索など要望があれば可能な範囲で協力させていただきたいと考えています。
 - ・未定。

サービス種類別グラフ



4. 今後地域の医療従事者への図書館サービスの提供を考えていますか？(2で「いいえ」と回答した施設のみ回答)

参考文献

- 1) 寺澤裕子：いろいろな病院名. 病院図書館. 29(3) : 139-45, 2009.
- 2) 厚生労働者医政局長 (平成 16.7.22 医政発 0722003号)
- 3) 厚生省健康政策局長 (平成 10.5.19 健政発 第 639号)
- 4) 近藤由美：富山大学附属図書館医薬学図書館における地域医療関係者に対するサービス. 薬学図書館. 55(4) : 291-4, 2010.
- 5) 石坂憲司：信州大学附属図書館医学部図書館の地域医療支援活動について. 情報管理. 52(4) : 207-15, 2009.
- 6) 大川陽子：高知大学における地域医療従事者への情報サービス. 薬学図書館. 54(1) : 38-43, 2009.
- 7) 井上ふみ子：地域医療支援病院に相応しいチーム医療による医療連携の構築. 聖マリアンナ医科大学雑誌. 39(1) : 19-26, 2011.